

函館白百合学園中学高等学校 いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、理由の如何を問わず決して許されるものではなく、教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものです。

特に、カトリック学校である本校においては、「隣人をいたわり大切にする」という建学の精神に照らしても決して許されるものではないのです。

いじめはどの生徒にも起こりうること、そして、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければなりません。

いじめは人権に関わる重大な問題であり、心豊かに生活することができる社会をいかにしてつくるかという社会全体に関する国民的な課題です。

2 いじめの定義

【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条抜粋】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年 文部科学大臣決定）】

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- ・ この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・ 例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの態様

分類	抵触する可能性のある刑罰法規
① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	脅迫、名誉毀損、侮辱
② 仲間外れ、集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	暴行
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	暴行、傷害
⑤ 金品をたかられる	恐喝
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	窃盗、器物破損
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	強要、強制わいせつ
⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォン）及びSNS上で、誹謗中傷やいやなことをされる	名誉毀損、侮辱

4 いじめが起きた場合の対応

- ① いじめられた生徒に対して
 - ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
 - ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
 - ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
 - ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

- ② いじめられた生徒の保護者に対して
 - ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝えることを基本に対応します。
 - ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議します。
 - ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
 - ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
 - ・ 家庭で生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝えます。

③ いじめた生徒に対して

- ・ いじめたときの状況やいじめたときの気持ち、生徒自身が置かれている状況などについて十分に聞くなど、生徒がいじめた事情や背景に目を向けます。
- ・ 「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、それをされた生徒が心身の苦痛を感じているものであり、行った行為がいじめであったとの理解を共有します。
- ・ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、生徒の特性に合わせ、教職員組織で連携協力して、社会面、学習面、身体面を支援し、生徒自身の成長に結びつけます。

④ いじめた生徒の保護者に対して

- ・ いじめられた生徒の証言や、第三者の目撃した内容や証言、いじめた生徒の言い分などとあわせて、いじめがあったときの状況を説明します。
- ・ いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・ 「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、それをされた生徒が心身の苦痛を感じているものであり、子どもが行った行為がいじめであったとの理解を共有するとともに、いじめた生徒の再発防止や人間的な成長につなげるために、保護者の理解と協力が大切であることを伝えます。
- ・ 担任や養護教諭等が保護者と信頼関係を構築し、今後の関わり方などを共に考えるとともに、家庭での指導を依頼します。

⑤ 周りの生徒達に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年、学校全体に示します。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させます。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

⑥ 継続した指導について

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行います。
- ・ 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努めます。

- ・ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたります。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化します。

5 ネット上のいじめについて

パソコンや携帯電話、スマートフォン、ゲーム機や音楽プレーヤーを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトやSNSなどに書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うものです。

ネット上のいじめの特殊性による危険

- ・ 匿名性により、自分だとはわからなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きいものです。
- ・ 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすいものです。
- ・ スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性があります。
- ・ 一度流出した個人情報は回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性があります。

未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

- ・ 生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくり(ペアレンタルコントロールアプリの使用も有効)を行うこと、特に、携帯電話をもたせる必要性について検討する必要があります。

【ペアレンタルコントロールアプリ】

保護者が、子どもが使用するスマートフォンの利用(通話時間や時間帯、アプリケーション利用可能時間)をパスワード設定により管理できるソフトウェア

- ・ インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ必要があります。
- ・ 「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識する必要があります。

情報モラルに関する指導の際、生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

〈インターネットの特殊性〉

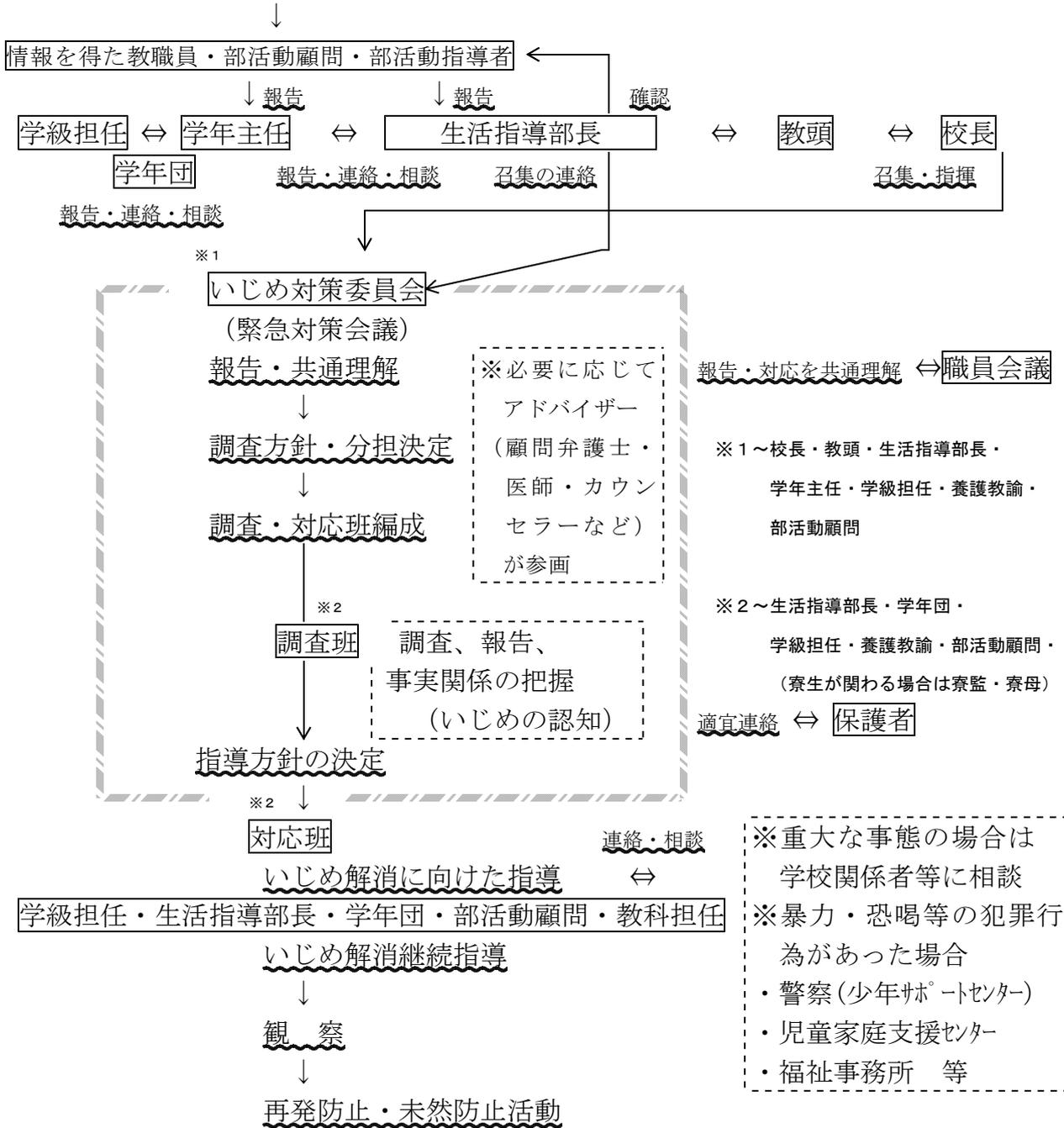
- ・ 発信した情報は多くの人にすぐ広まること。
- ・ 匿名でも、書き込みをした人は特定できること。
- ・ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・ 書き込みや投稿が原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や、傷害など、別の犯罪につながる可能性があること。
- ・ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

〈生徒が陥りやすい心理〉

- ・ 匿名で書き込みができるなら
- ・ 自分だとわからなければ
- ・ 誰にも気づかれず、見られていないから
- ・ あの子がやっているなら
- ・ 動画共有サイトで目立ちたいから

<部活動で発生した場合>

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等 (いじめの疑いも含む)



＜寮内で発生した場合＞

日常の観察・アンケート・教育相談・周りの生徒の訴え等（いじめの疑いも含む）

